

# 令和4年度 町・県民税申告相談受付日程表

申告日を必ずご確認ください(昨年と地区割りを変更しています)。

※できるだけご自分の町内会の指定日においてください。

月日	曜日	町内会名	会場	受付時間	
2/7	(月)	野口(施設含む)	川上公民館	9時～12時 13時～15時	
8	(火)	濁川(1区・2区・3区)			
9	(水)				
10	(木)	余路米、砂子沢			
14	(月)	万谷(上)、南つつじ平			七滝コミュニティーセンター
15	(火)	万谷(下)			
16	(水)	荒川			
17	(木)	北つつじ平、道作、大地			
18	(金)	狐崎、牛馬長根、赤坂、子坂			
21	(月)	北あけぼの、南あけぼの、銀山町、山手			小坂町役場 (会議室101)
22	(火)	藤原、鴫、鳥越、長沢			
24	(水)	上川原、大生手			
25	(木)	岩沢、魁			
28	(月)	中小坂、下小坂			
3/1	(火)	上小坂、栄町			
2	(水)	矢柄平、細越、細前田			
3	(木)	古苦竹、川通り、重兵衛、寺の沢			
4	(金)	尾樽部、成森、みどりヶ丘			
7	(月)	永楽町、栗平			
8	(火)	東渡ノ羽、西渡ノ羽、一本杉			
9	(水)	藤倉団地、中央団地			
10	(木)	新花町、螢			
11	(金)	さくらんぼ団地、けやき宿舎			
14	(月)	若葉町、向陽			
15	(月)	十和田湖 大川岱、鉛山	大川岱自治会館		9時30分～11時30分
		休平、生出	休平自治会館		13時30分～15時30分

各会場とも、受付開始時間の20分前から入場できます。

※混雑を避けるため、**指定日以外の日**に申告相談される方は、**13時以降の受付**となります。

なお、3月15日については、十和田湖地区以外の方の申告相談の受付はできません。

(待ち時間が長くなる場合もあります。ご了承ください。)

★**税務署から確定申告のお知らせハガキが送られてきた方は、会場にお持ちください。**

☆**マイナンバー(個人番号)の記載が必要です**

■記載が必要になる方/申告者本人、控除対象配偶者や扶養家族、事業専従者

個人番号確認のため、世帯全員のマイナンバーカード(個人番号カード)または、通知カードをお持ちください。

■本人確認が必要になります

・マイナンバーの提供を受けるときは、「なりすまし」を防ぐため、本人確認が義務付けられています。

・マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

**電子申告**

町では申告の内容をデータで税務署へ提出します。「e-Tax」を利用したことがあり、利用者識別番号を取得している方は、番号の分かるものをお持ちください。

**給与や年金などから所得税を引かれている方で、次に該当する方は所得税の還付を受けられる場合があります**

- 医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける方
- 年の途中で退職した方で、年末調整をしていない方
- そのほか各種控除を受ける方

還付申告は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

■お問い合わせ先

**町民課税務班(Tel29-3904)**

申告相談期間は、担当職員が申告会場にいます。  
お問い合わせの回答は、折り返し電話にてお伝えすることになりますのでご了承ください。